



やるき
ほんまきま
木佐木
さき

神奈川県議員
日本共産党

2024.4.24
木佐木ただまさ news
発行：党横浜北東地区委員会
横浜市鶴見区潮田 3-147-6
TEL：045-511-1021

Profile
▶1984年山口県出身
▶鶴見区馬場在住
▶神奈川大学法学部卒
▶よこはま健康友の会会長
▶横浜東民商顧問

課題山積の「離婚後共同親権」だれのため？

19日の参院本会議で離婚後「共同親権」を導入する民法改定案が審議入りしました。SNSなどでは、この法案の問題点が専門家から指摘され、拙速な成立に待ったをかけようとネット署名が急速に広がっています。

離婚しても父母のどちらも親なのだから子育てに共同で取り組むのはいいことでは？と感じている方もいると思いますので、改めて指摘されている問題点を見てみたいと思います。

DVから逃れるのを困難にしてしまう

そもそも「**離婚後共同親権**」とは、父母両方が離婚後も親権をもつ制度です。子どもの財産を管理し、居所や学校などの教育、入院・手術・予防接種等の医療等について決める権限を持つことになります。現在、日本では離婚時に、親権者を片方に決めています。今国会で審議される離婚後共同親権が導入されると、共同親権か単独親権かを、父母の協議もしくは、裁判所の決定で決めることになります。

民法改定案は、父母が対立状態でも家庭裁判所の判断で共同親権の適用を可能とします。DVなどがある場合は「**単独親権**」にできるとしていますが、DVの立証ができなければ共同親権となる恐れがあります。

夫婦の話し合いで離婚をする「**協議離婚**」においても、DVや虐待事案を共同親権の対象から排除する方策がとられていません。「離婚してほしいなら共同親権にしろ」という要求を被害者が断れず、合意に追い込まれる恐れがあります。離婚した相手との関係が強制的に継続させられることになります。これでは、**DV被害者**や子どもが、**加害者**から逃げるのが難しくなります。

あるというのは、現在の制度でも「面会交流」として可能であり、親権とは関係ないものです。また、面会交流は親ではなく子どものためのものであり、面会交流の取り決めや実施の際には、子どもの気持ち、生活リズムを尊重するなど、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。

自治体の子育て施策にも影響が!?

衆院の審議を通じて新たな問題も明らかになりました。共同親権の場合、高校授業料無償化の所得認定で別居する両親の収入が合算され、無償化の対象から外れる事態が起きることを文科副大臣が認めました。こうした例が**児童扶養手当**など少なくとも**28件**あると判明しています。ひとり親支援制度などが使えなくなることがあってはなりません。

法案に子どもの意見表明権を明記し、親権・監護者の決定や面会交流などあらゆる場面で子どもの意思・気持ちが尊重されることを明確にすべきです。

親権という用語や概念を見直し、子どもが安全・安心に暮らせるための親の責務、社会による子どもの権利と福祉の保障を明確にする必要があります。

- 幼児教育等の無償化
- 幼稚園等における副食費免除
- 就学援助制度
- 特別支援教育就学奨励費
- 高校無償化（高等学校等就学支援金制度）
- 高校生等奨学給付金
- 大学等無償化（高等教育の修学支援新制度）
- 貸与型奨学金
- 幼児教育・保育の無償化
- 保育所等における副食費免除
- 児童扶養手当
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 自立支援教育訓練給付金事業
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 補装具費支給制度
- 小児慢性特定疾病児童等への医療費助成制度
- まごころ奨学金
- 訴訟上の救助
- 訴訟費用執行免除
- 代理援助及び書類作成援助
- セーフティーネット登録住宅の家賃低廉化支援
- セーフティーネット登録住宅の家賃債務保証料等低廉化支援
- セーフティーネット登録住宅への住み替え支援

↑ 夫婦の収入合算で対象から外れかねないもの

また、よく言われる別居親でも子どもと会う権利が

